

骨太方針 2008 に向けた提案

平成20年6月

指定都市市長会

目 次

• [提案事項]	1
• 各事項の詳細説明.....	3
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正.....	3
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化.....	5
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設.....	7
4 法人市民税のあり方.....	9
5 道路特定財源の一般財源化のあり方.....	11
6 国庫補助負担金の改革.....	13
7 地方交付税の改革.....	15
• 資料編 ～指定都市の実態について～.....	17

骨太方針 2008 に向けた提案

本年1月から、「骨太方針2008」に向けて「平成20年の経済財政諮問会議における主な課題」が議論され、地方分権改革推進委員会と連携をとり地方分権を進めることとし、地方財政については、「税源配分・補助金・交付税・地方債を一体とした改革の基本方針を明確にする。」との方針が打ち出されたところであります。

また、4月8日に有識者議員から提出のあった「骨太方針2008について」では、「道路特定財源制度は今年度の税制抜本改正時に廃止し21年度から一般財源化」するとして3月27日の福田総理提案を受け、道路特定財源について、一般財源化のあり方について議論を進めるとともに、骨太方針の中に明記することと、抜本的税制改革に向けて、早期にその準備に着手することについて議論を深める必要がある、としております。

こうした中、地方分権改革推進委員会の第1次勧告が提出され、「重点行政分野の抜本的見直し」や「基礎的自治体への権限移譲の推進」について具体的な方針が示されました。

そうした状況において、指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要は増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではないうえ、社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が将来にわたり大きな負担となるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。しかしながら、今後とも、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策については、積極的に推進していかなければなりません。

地方分権改革を推進するためにも、地方税財源の拡充強化にあたっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行う必要があります。さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要であります。

こうした方向を目指しつつ、「骨太方針2008」に次の提案が盛り込まれるよう強く要請します。

平成20年6月

[提案事項]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 法人市民税のあり方

法人市民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目としての役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度見直しを行うのではなく、まずは国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること。

5 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

6 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

7 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

[提案事項]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況（平成20年度）

《現 状》

税の配分の
抜本的な
是正が必要！

税の配分

税の実質配分

<p>地方税</p> <p>40兆4,703億円 42.3%</p>	4 : 6	<p>地方</p> <p>66兆3,416億円 69.4%</p> <p>（ 地方税 40兆4,703億円 地方交付税 16兆2,007億円 地方譲与税 7,027億円 国庫支出金 10兆831億円 国直轄事業 負担金等 △1兆1,152億円 ）</p>	7 : 3
<p>国 税</p> <p>55兆1,399億円 57.7%</p>		<p>国</p> <p>29兆2,686億円 30.6%</p>	



(7兆円程度)

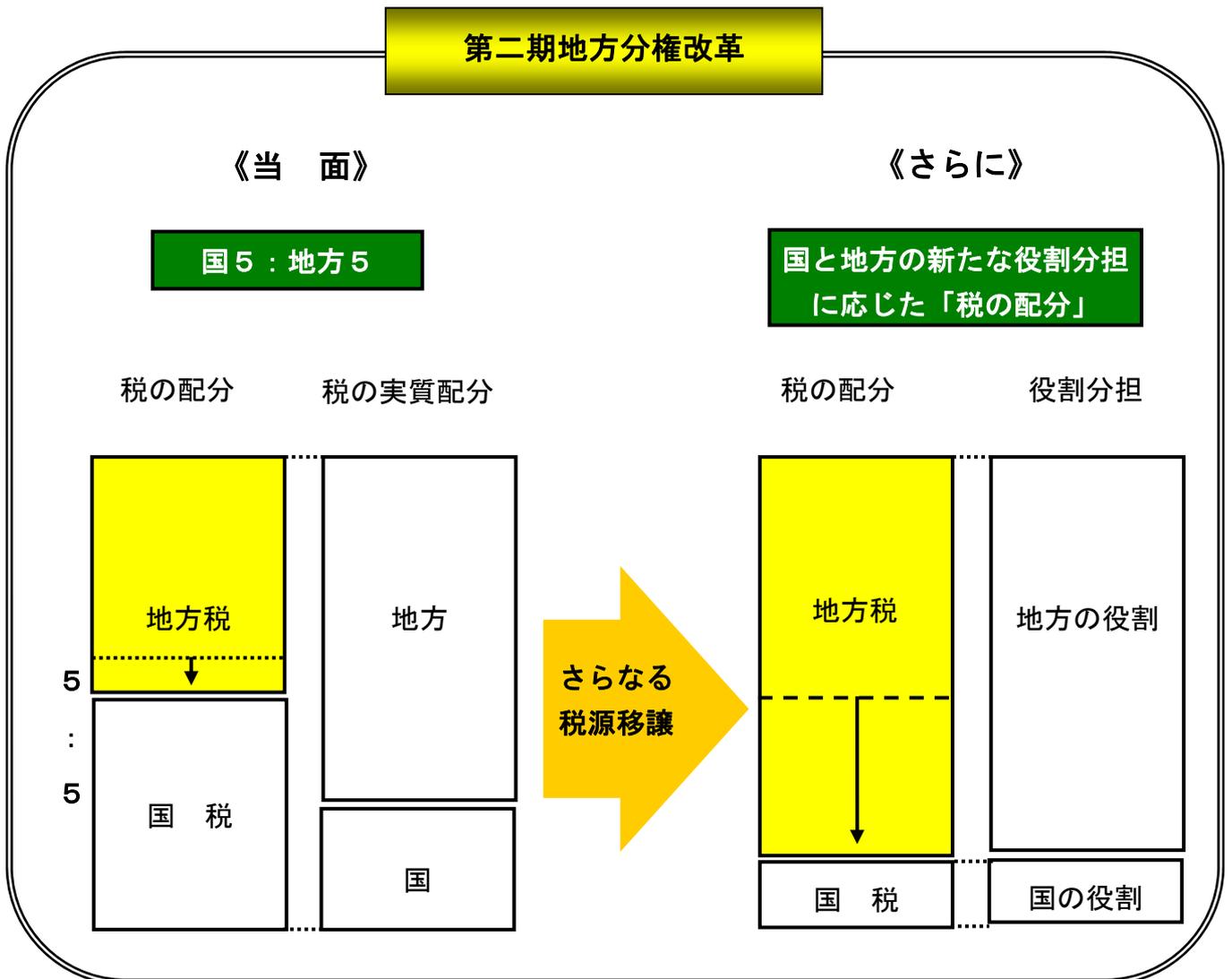
総額 95兆6,102億円

総額 95兆6,102億円

国税：地方税＝5：5とするための税源移譲のパターン例

	例 1	例 2	例 3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11.5% (移譲見込額)約1.5兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 13% (移譲見込額)約3兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 18.3% (移譲見込額)約1.5兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 24.4% (移譲見込額)約3兆円
移譲額計	7兆円程度	7兆円程度	7兆円程度

(注) 移譲総額は平成20年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

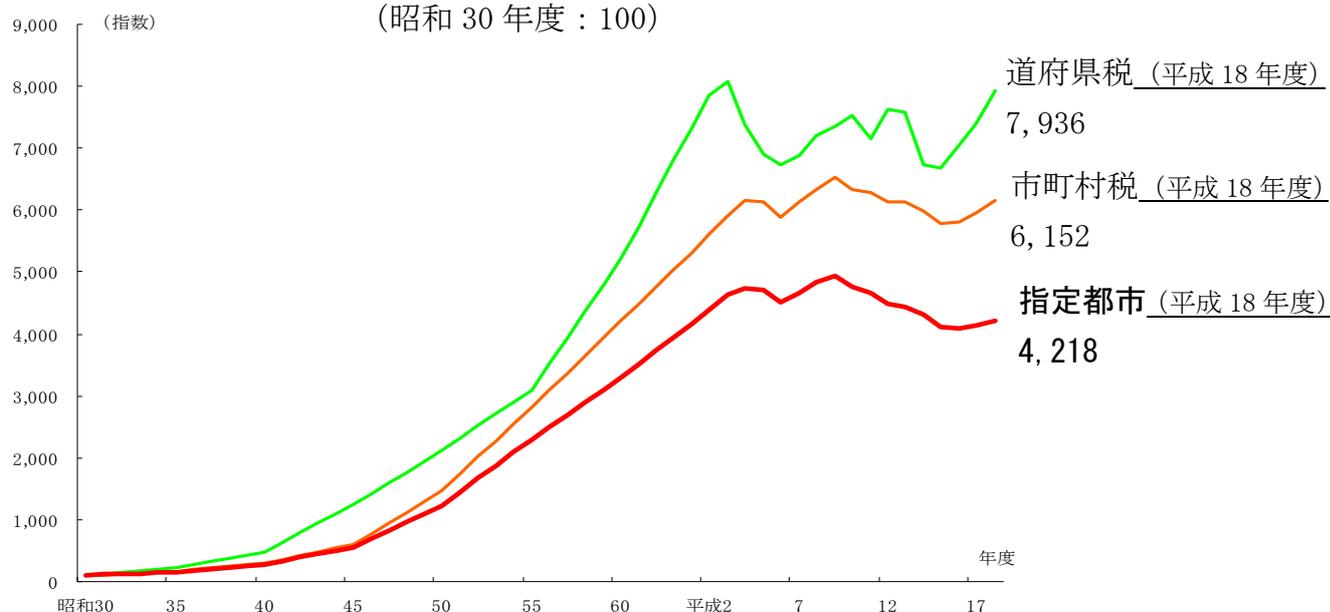
大都市は特有の財政需要を抱えている一方、消費流通活動が活発に行われており、また、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市においては、人口1人当たりの税収の伸びは相対的に低い状況にあり、また、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

大都市特有の財政需要に見合う都市税源の確保の必要がある。

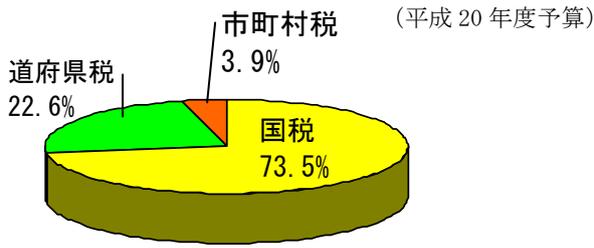
人口1人当たり税収の伸びの実態

(昭和30年度：100)



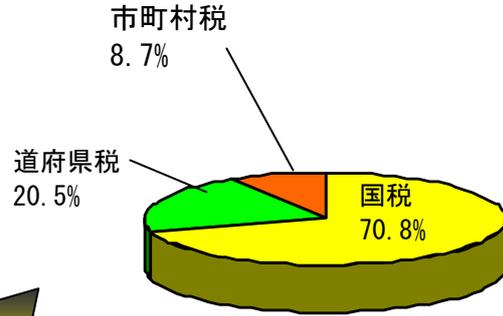
(注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの決算ベースでの推移

消費・流通課税の配分割合



(注) 国税：平成 20 年度当初予算
道府県税、市町村税：平成 20 年度地方財政計画

法人所得課税の配分割合（実効税率）

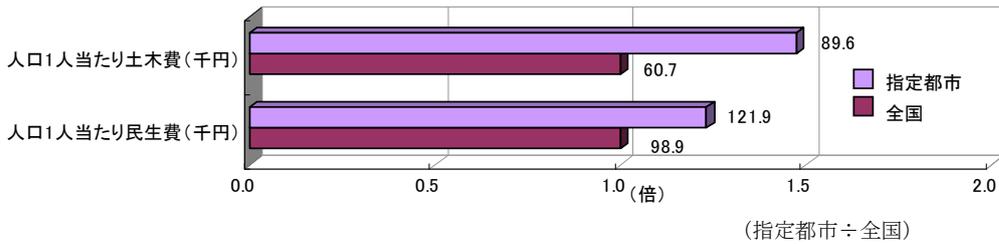


(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

(注) 地方法人特別税は、税体系の抜本的改革までの暫定措置であり、その税収は、全額都道府県に譲与される。

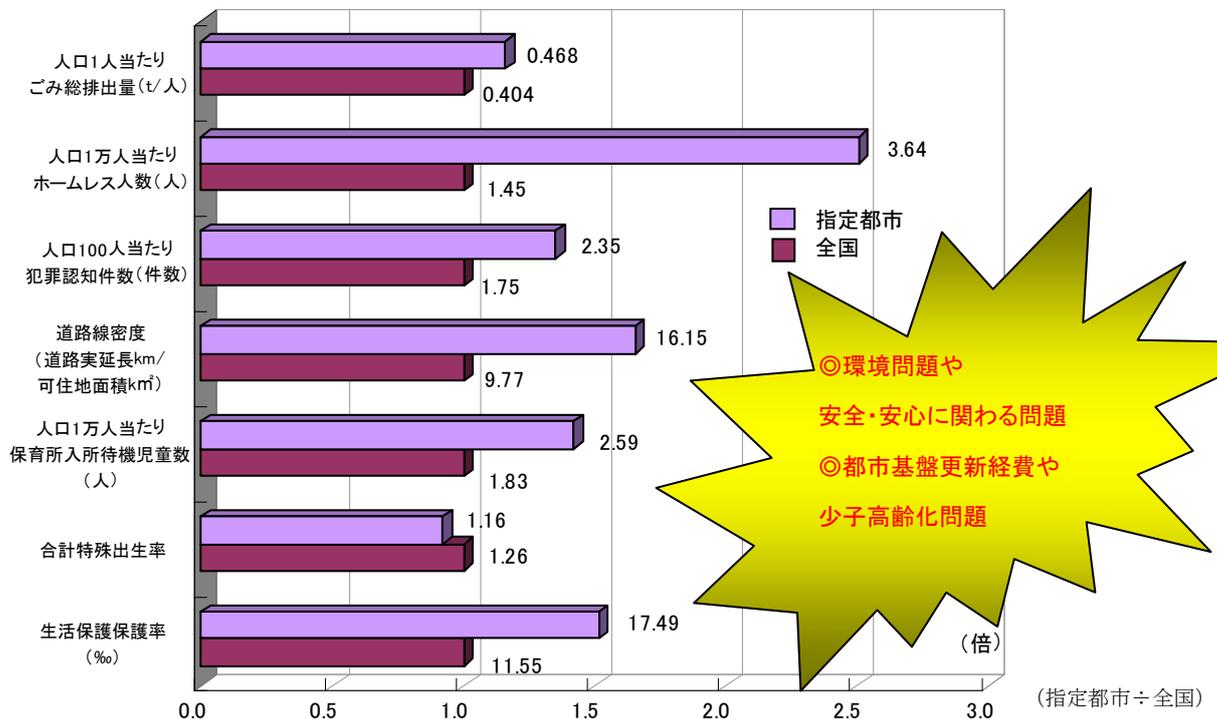
**都市的税目の配分割合が
極めて低い！**

都市的財政需要（全国平均との比較）



(注) 全国市と指定都市（平成 17 年度時点）の比較

都市の課題（全国平均との比較）



◎環境問題や
安全・安心に関わる問題
◎都市基盤更新経費や
少子高齢化問題

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

所要額が指定都市の税源として措置されていないため、受益と負担の関係にねじれが生じている。また、道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされ、指定都市の負担がさらに増大することが想定される状況にある。

道府県に代わって負担している一定の事務（大都市特例事務。例えば、国道・道府県道の管理等）の経費を指定都市の税源として措置する必要がある。

受益（指定都市から）と負担（道府県税）の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 行政サービスは、**指定都市から受益**（大都市特例事務）
- ★ その**負担**は「**道府県への納税**」

道府県に代わって指定都市が負担する経費を「**道府県税から市税への税源移譲（大都市特例税制）**」で措置すべき

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| ・ 児童福祉 | ・ 母子家庭 | ・ 結核予防 | ・ 民生委員 |
| ・ 老人福祉 | ・ 都市計画 | ・ 身体障害者福祉 | ・ 母子保健 |
| ・ 土地区画整理事業 | ・ 生活保護 | ・ 食品衛生 | ・ 屋外広告物規制 |
| ・ 行旅病人、死亡人 | ・ 墓地埋葬等規制 | ・ 社会福祉事業 | ・ 環境衛生規制 |
| ・ 知的障害者福祉 | ・ 精神保健 | | |

個別法に基づくもの

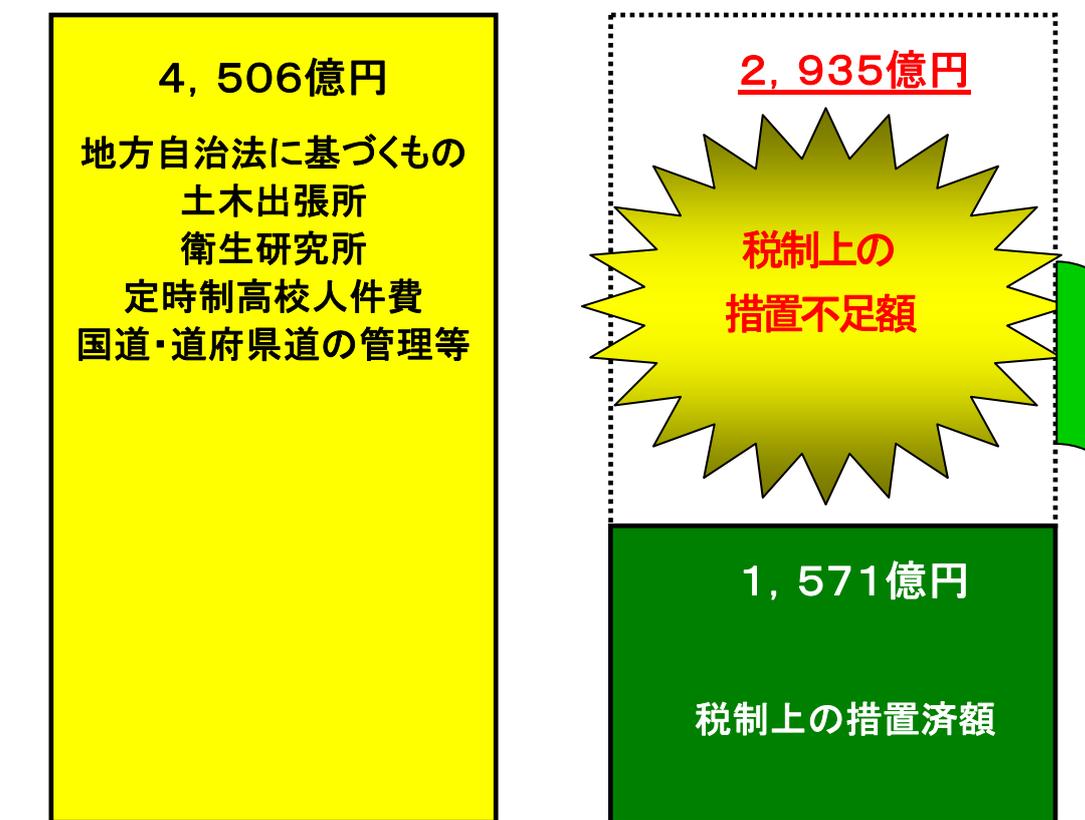
- ・ 土木出張所
 - ・ 衛生研究所
 - ・ 定時制高校人件費
 - ・ 国道・道府県道の管理
 - ・ 道府県費負担教職員の任免研修
- 等

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

平成19年度予算に基づく概算

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置



道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると・・・
その影響額はさらに約8,400億円拡大!!(平成17年度決算)

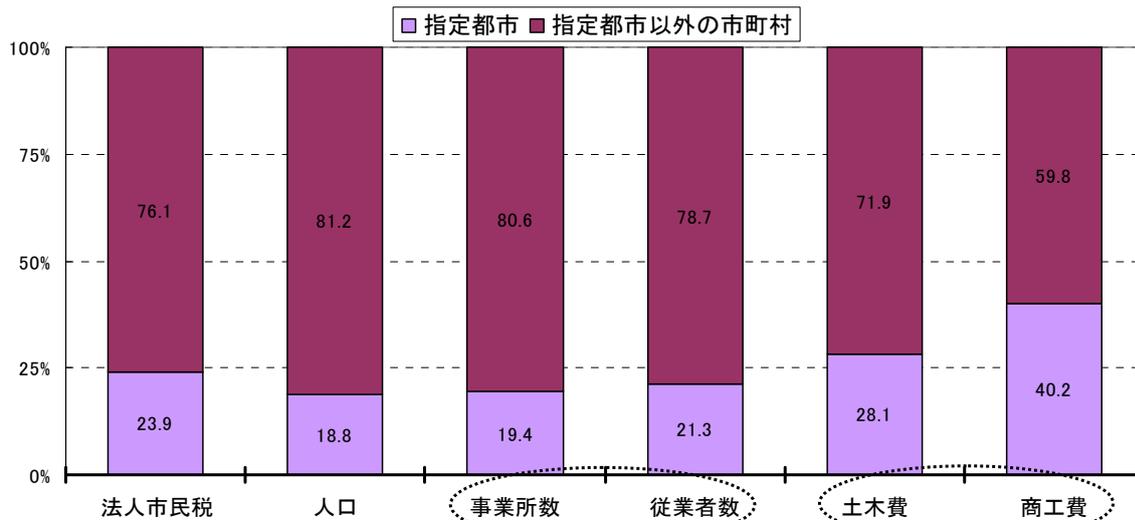
4 法人市民税のあり方

法人市民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目としての役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度見直しを行うのではなく、まずは国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること。

法人市民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供されていることに対する負担であり、単なる地方間の税収再配分となるような制度の見直しは、法人市民税の性格に反するものである。

地方間の財政力格差は、これまでも地方交付税制度などを通じてその解消が図られてきたところであり、今行うべきことは、国と地方の役割分担を明確にし、その役割分担に応じた税源配分とすることである。

全国に占める指定都市の割合



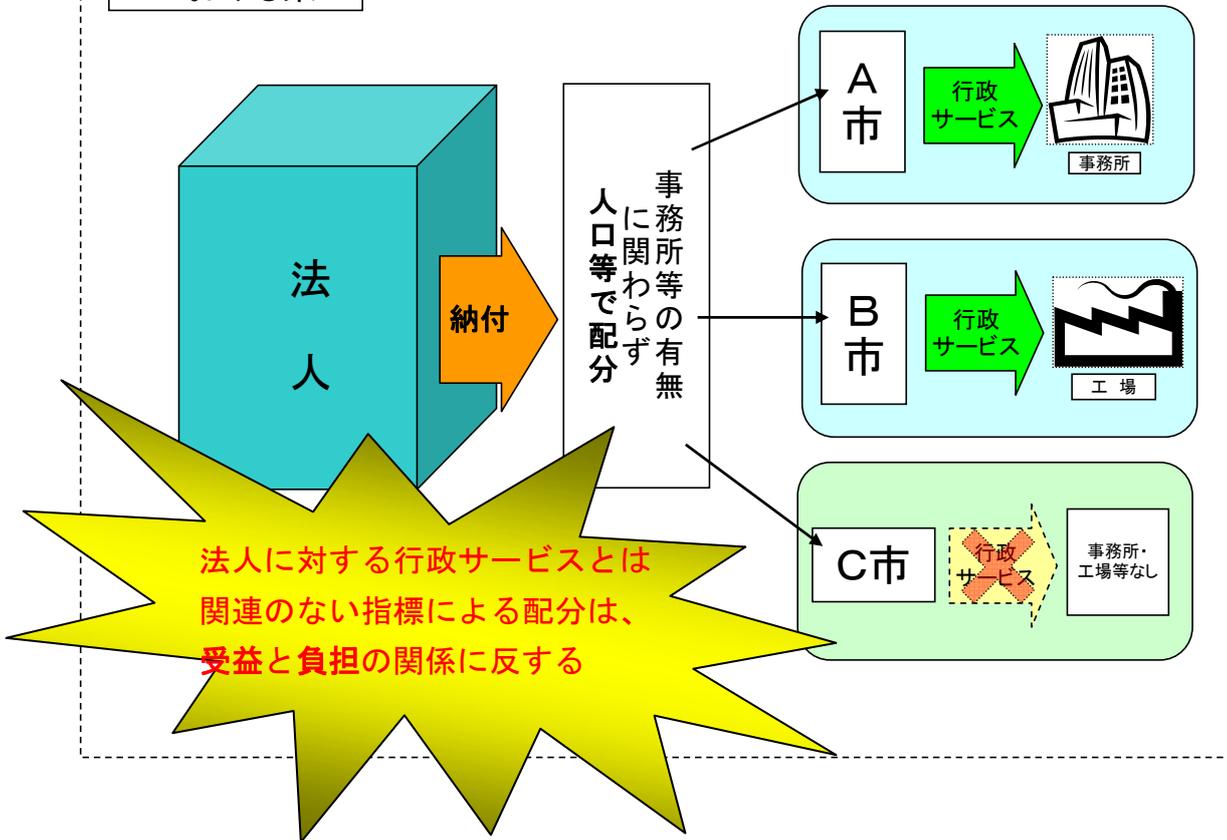
法人市民税の割合と同程度

産業の集積と、これに伴い人口が密集する指定都市では、商工費・土木費の歳出が多い！

法人市民税の指定都市のシェアは、従業者数などを反映した水準。一方、社会資本整備などの経費負担は、大都市の産業集積の状況を反映して多大。

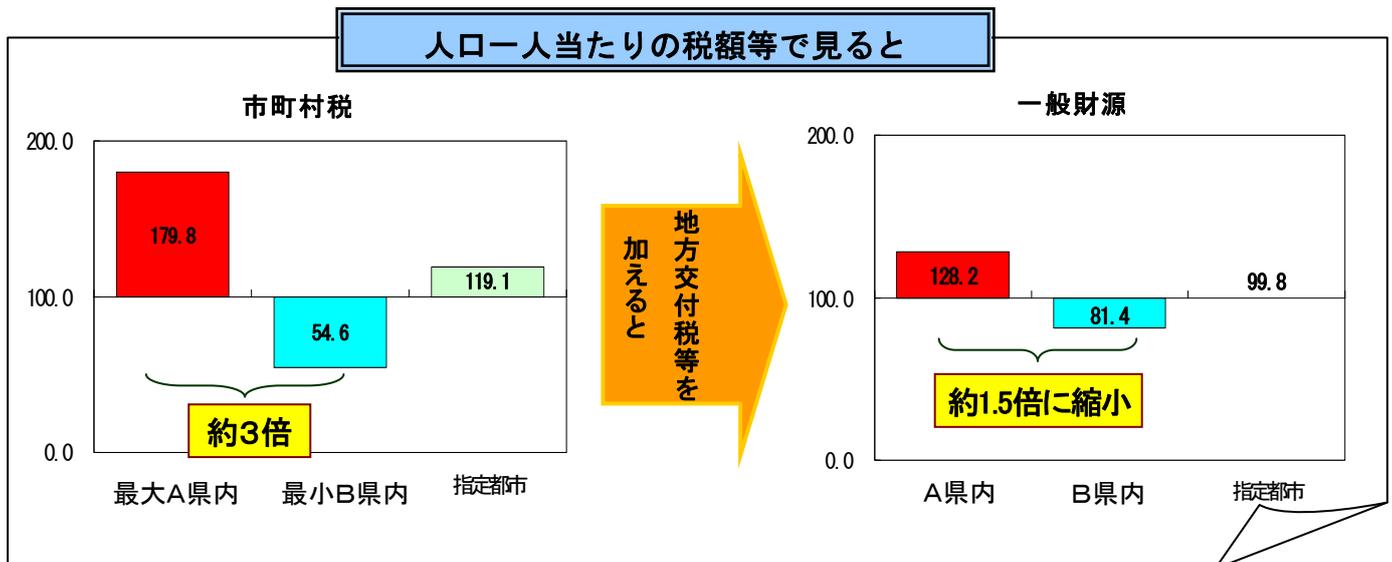
現行の法人市民税は、従業者数を基礎として配分されているが・・・

格差是正の議論における案



地方間の財政力格差は地方交付税等によって解消が図られている

平成 17 年度決算数値 【全国平均：100】



* 一般財源とは、市町村税、地方交付税、地方譲与税の合計

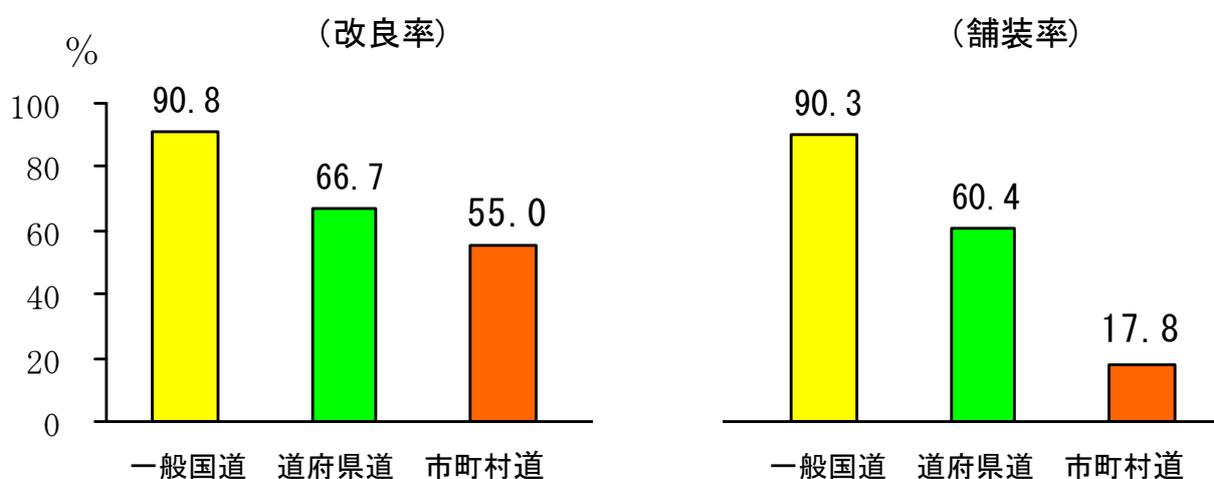
5 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

舗装率など道路整備の状況は、国道に比べ道府県道・市町村道の方が遅れており、かつ、道路特定財源の配分に関しては、国の道路整備事業には全額道路財源が充当されているのに対し、地方の道路整備事業には十分配分されていない。道路特定財源の一般財源化にあたっては、こうした状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るべきである。

また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関して改革を進めるべきである。

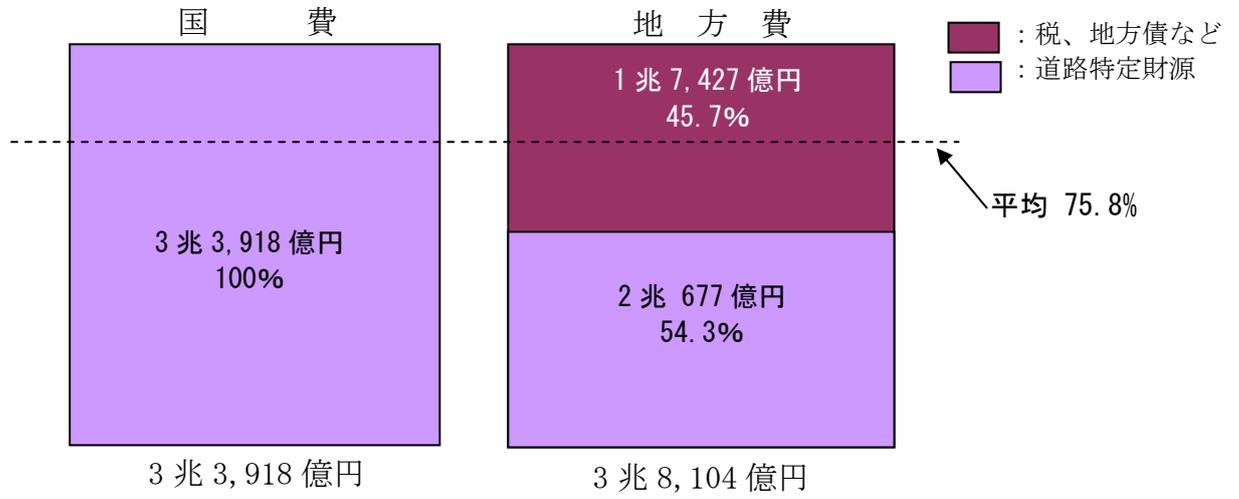
道路整備状況（平成 18 年 4 月 1 日）



道府県道・市町村道の整備状況は遅れている！

(参考)

道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳（平成 20 年度予算）



[提案事項]

6 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引き下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないことと、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。

「廃止すべき国庫補助負担金」（平成16年7月指定都市提言）の未実施分

事 項		主なもの	20年度予算額 (億円)
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水源施設整備費補助、廃棄物処理施設整備費補助	4,922
	経常	公営住宅家賃対策等補助、森林整備地域活動支援交付金	313
	義務	在宅福祉事業補助金、児童保護費等補助金	1,591
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助金、公営住宅建設費等補助金	8,084
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	20,150
小 計			35,060
道路特会		地方道路整備臨時交付金、地域連携推進事業費補助金	12,074
合 計			47,134

「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革（平成16～19年度）

国庫補助負担金の廃止・縮減	△5.1兆円
税源移譲の対象となるもの	△3.5兆円
交付金化	△1.0兆円
スリム化	△0.6兆円
負担率が引き下げられた主なもの	
義務教育費国庫負担金 1/2⇒1/3	
児童扶養手当給付費負担金 3/4⇒1/3	
児童手当国庫負担金 2/3⇒1/3	

国と地方の役割分担を明確化

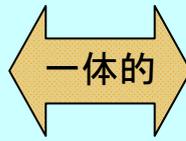
地方が担うべき分野

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること

国庫補助負担金の廃止

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減

単なる国庫補助負担率の引下げは行わないこと



所要額を税源移譲

役割分担に応じた税源配分へ

〔当面は国:地方=5:5とする〕
ため7兆円程度を税源移譲

真に住民に必要なサービスを、地方自らの責任で提供！

7 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

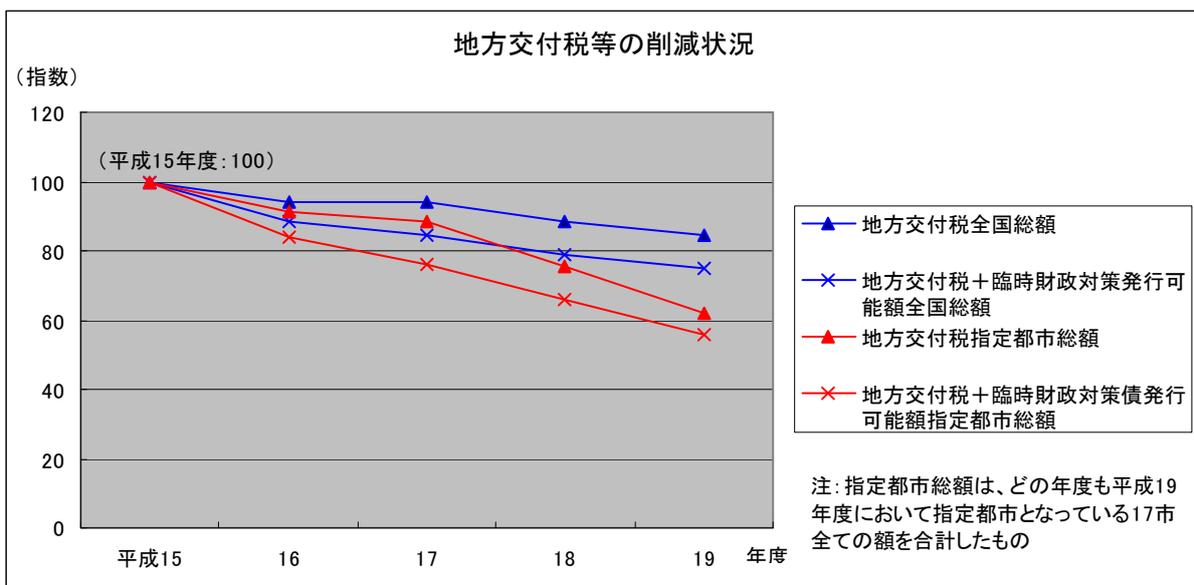
国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきであり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、予見可能性の確保に努めるべきである。



●全国総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	18兆693億円 (14.1万円)	15兆2,027億円 (11.9万円)	△2兆8,666億円	△15.9%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	23兆9,455億円 (18.7万円)	17兆8,327億円 (14.0万円)	△6兆1,128億円	△25.5%

●指定都市総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	8,585億円 (3.5万円)	5,299億円 (2.2万円)	△3,286億円	△38.3%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	1兆3,855億円 (5.7万円)	7,671億円 (3.1万円)	△6,184億円	△44.6%

- (注) 1 平成15年度の指定都市総額には、平成19年度において指定都市となっている静岡市・堺市・新潟市・浜松市も含んでいる。
 2 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3/10だったが、平成19年度においては約2/10まで下がっている。

資 料 編

～指定都市の実態について～

I. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

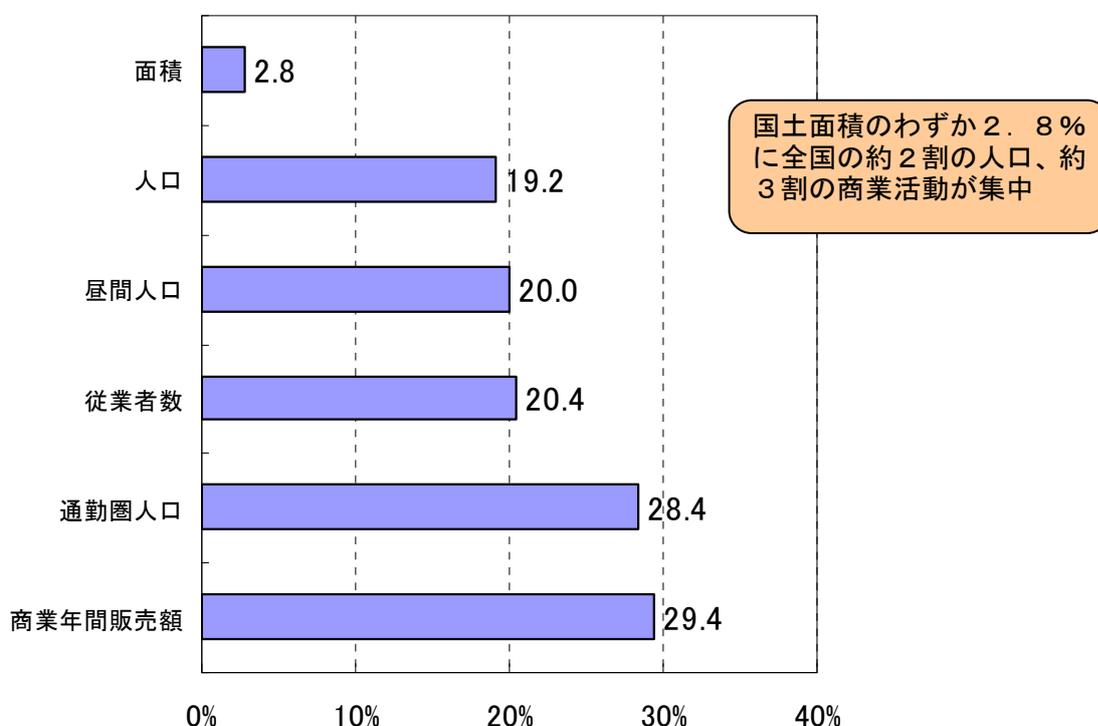
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

①大都市の集積性*：多くの人暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の2.8%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にもものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

*集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



*各種統計より作成

*2005年度(商業年間販売額のみ2004年度)

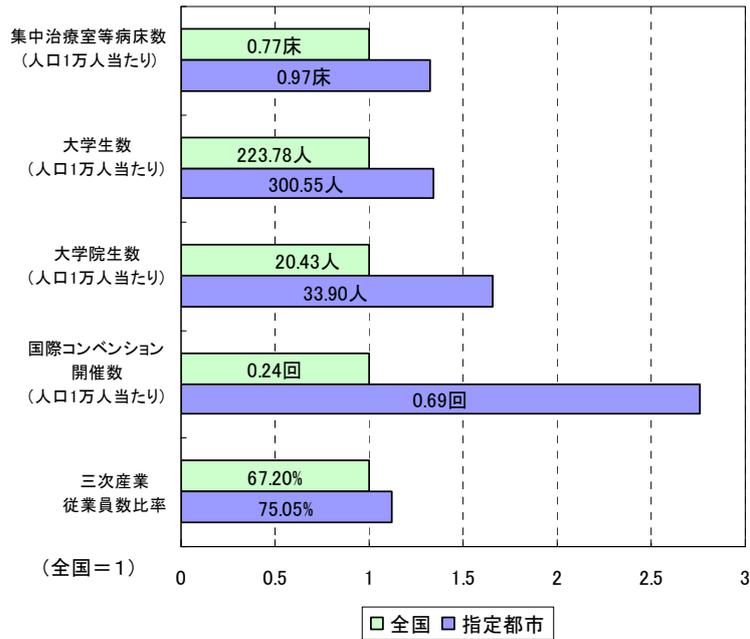
*通勤圏人口は5%通勤圏人口

②大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】



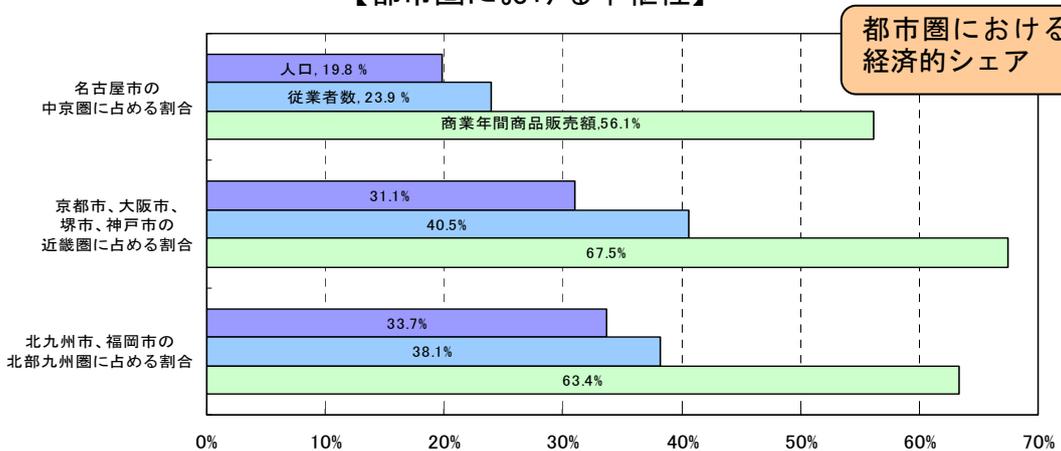
*各種統計より作成

③大都市の中枢性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

* 中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



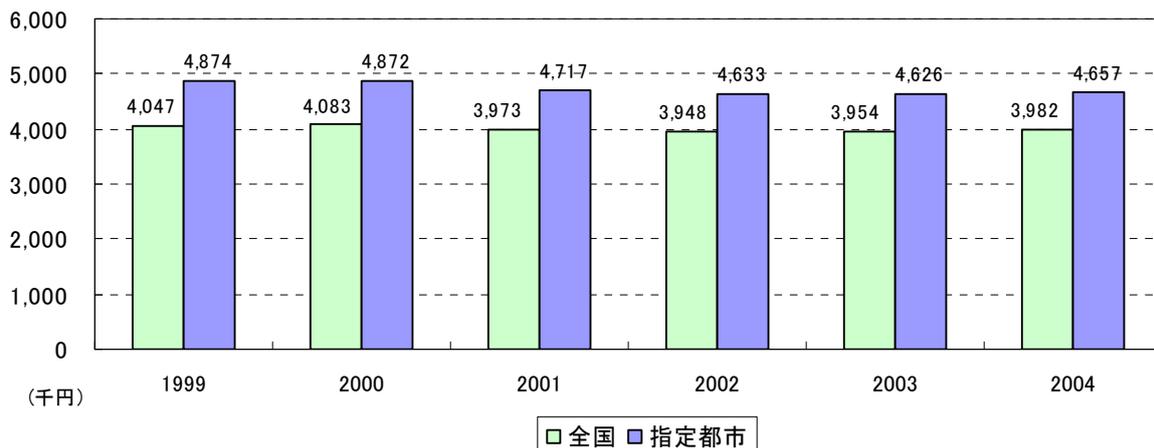
*各種統計調査より作成

*人口、従業者数は2005年度、商業年間販売額は2004年度

④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人あたり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

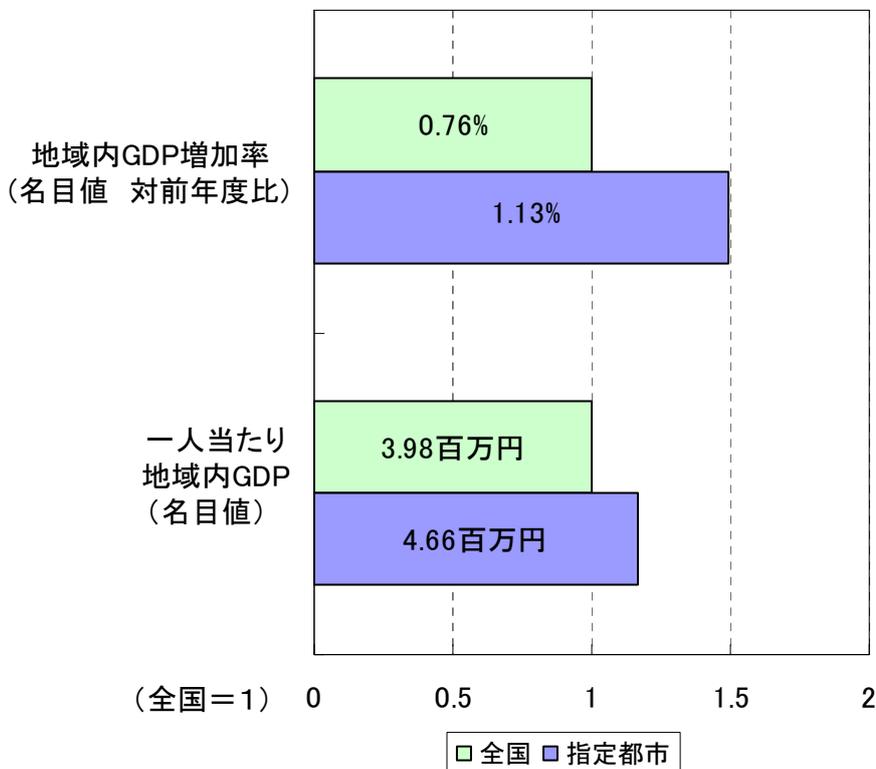
【一人あたり地域内GDP】



一貫して全国よりも高い水準の一人あたりGDPで日本経済に貢献

*平成16年度県民経済計算

【高い経済成長のもとで日本経済を牽引】



*平成16年度県民経済計算

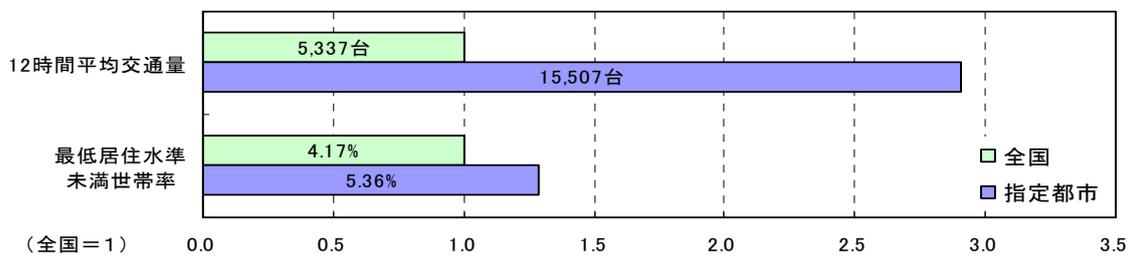
(2) 大都市の都市的課題

○過密や集中に起因する都市的課題

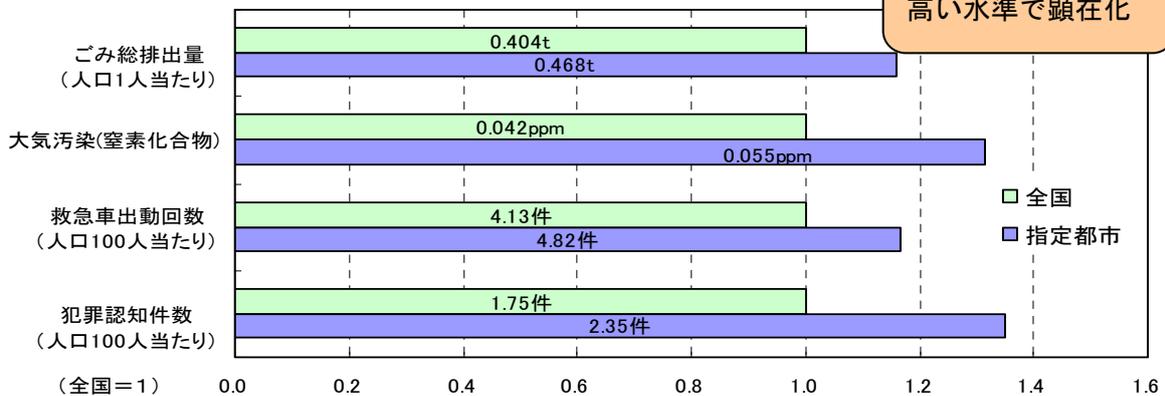
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

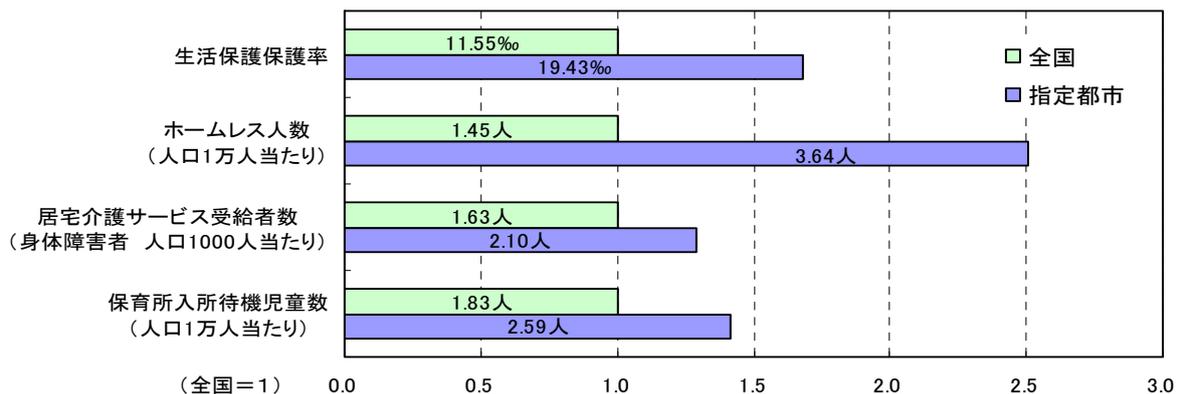
<都市的インフラの整備>



<環境・安全安心>



<福祉>



Ⅱ. 大都市特有の財政需要

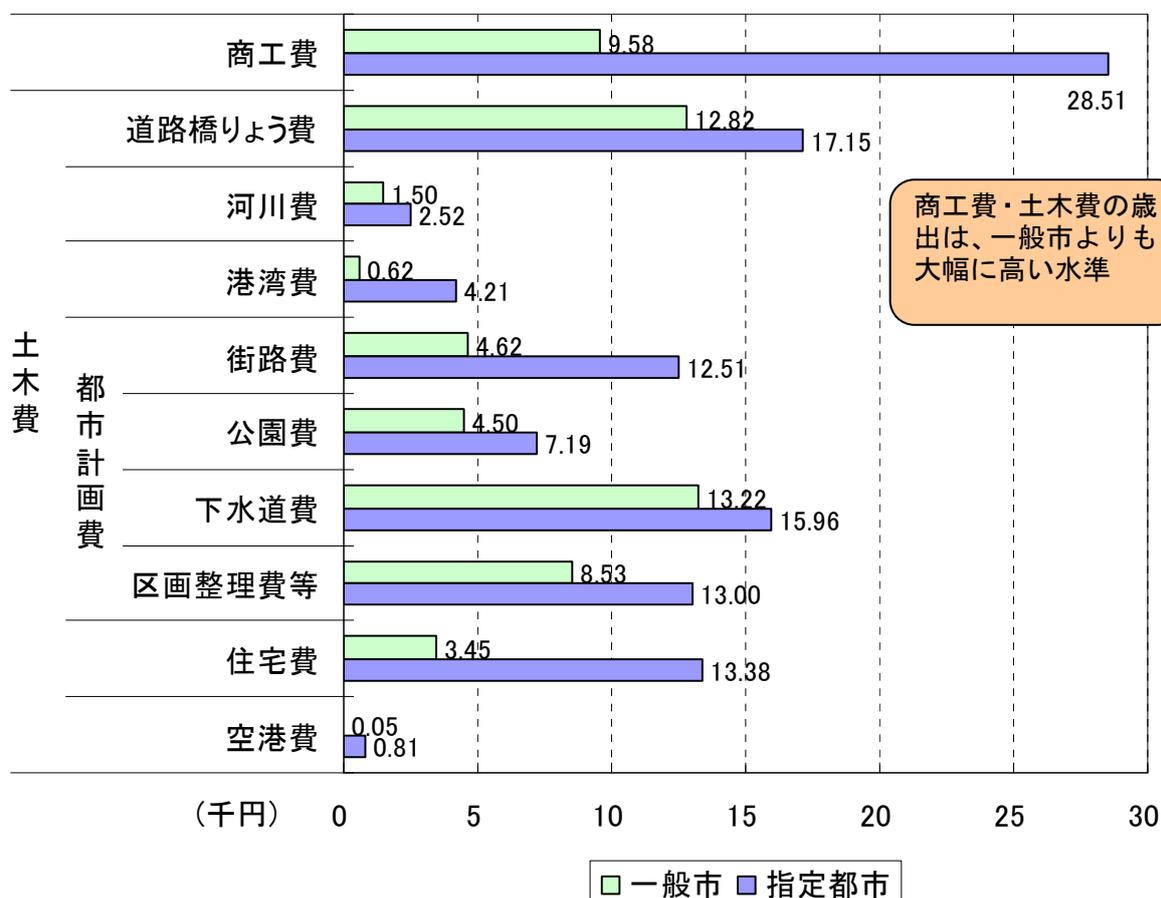
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

①法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

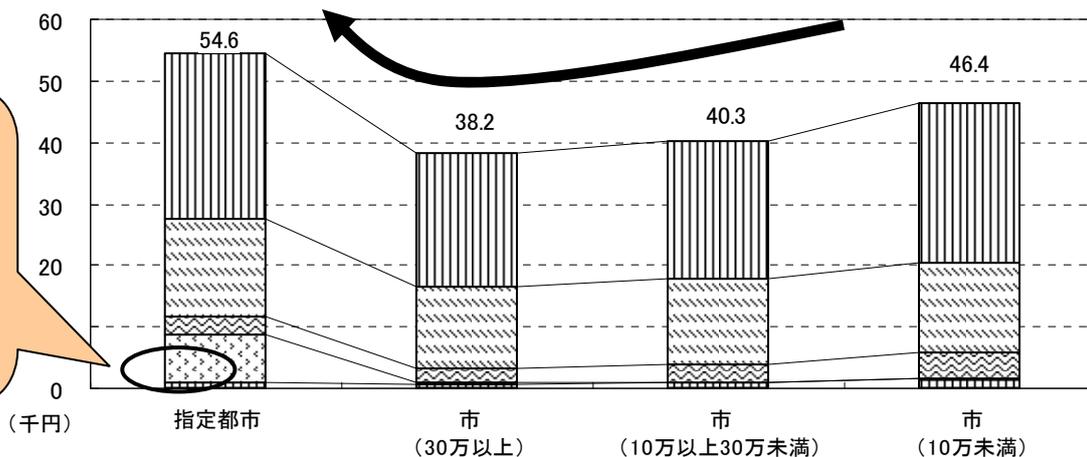
【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額）】



*平成 17 年度 市町村別決算状況調

【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

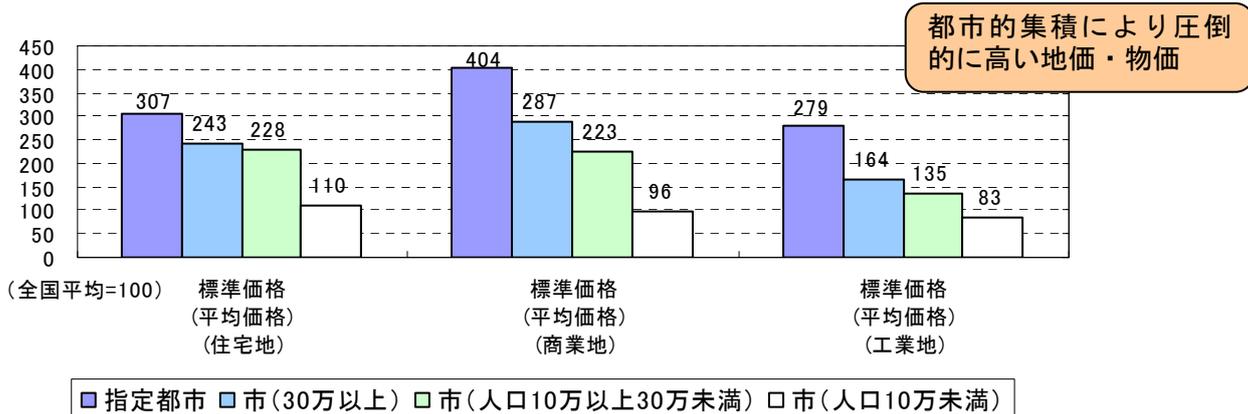
都市の中核性
に対応する都
市交通の基盤
整備や維持管
理のための高
い財政負担



田 上水道事業会計 □ 交通事業会計 □ 病院事業会計 □ 下水道事業会計 □ その他

* 平成 17 年度 市町村別決算状況調

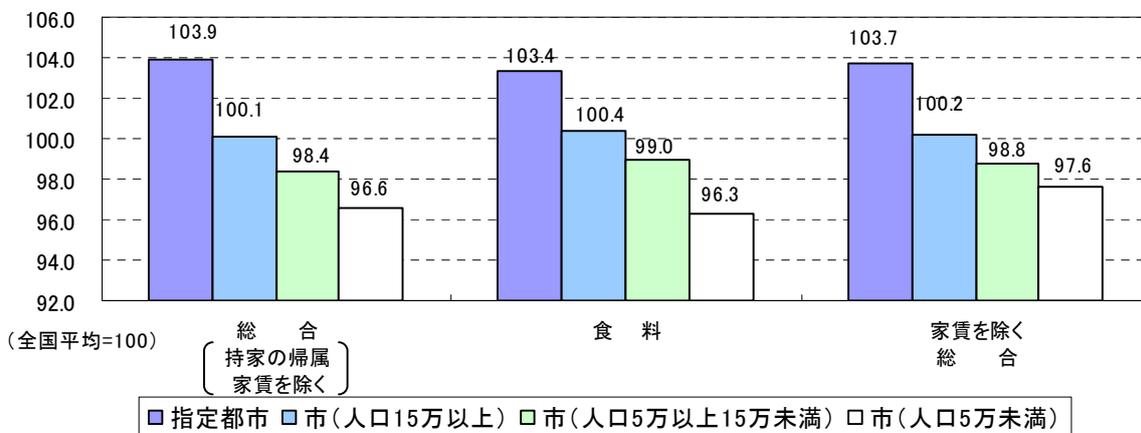
【地価】



都市的集積により圧倒的に高い地価・物価

*平成 17 年度都道府県地価調査

【物価】

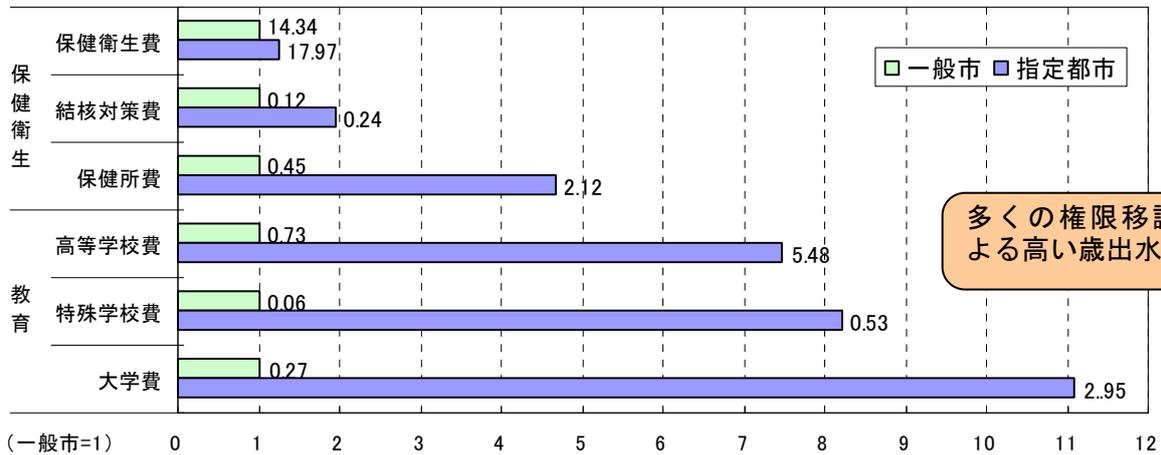


*平成 18 年平均消費者物価地域差指数

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】



多くの権限移譲による高い歳出水準

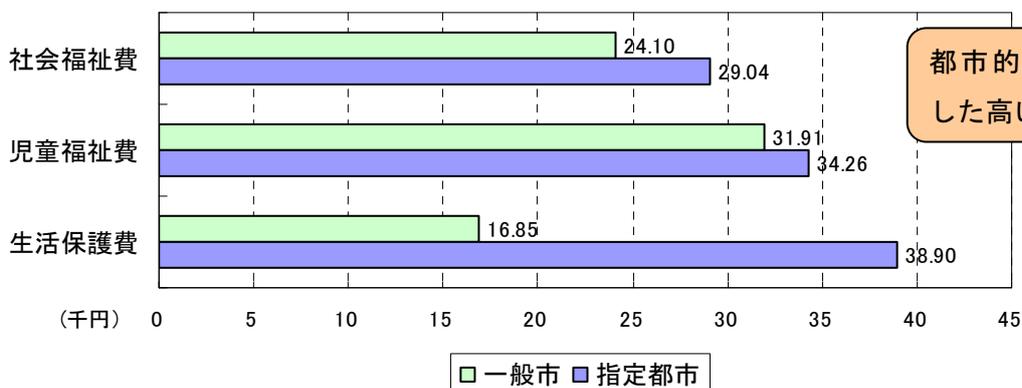
*平成17年度 市町村別決算状況調

(2) 都市的課題に対応する財政需要

○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については2倍以上の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額）】



都市的課題に対応した高い歳出水準

*平成17年度 市町村別決算状況調

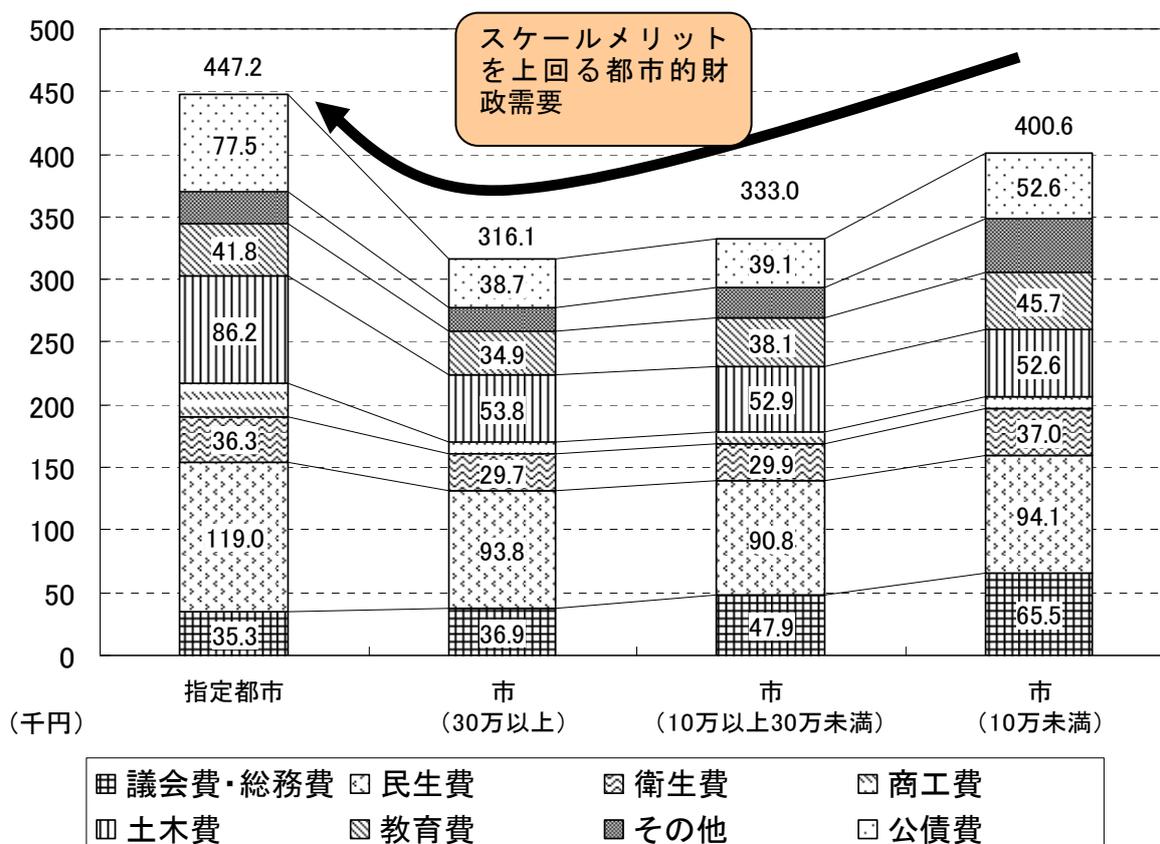
Ⅲ. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】

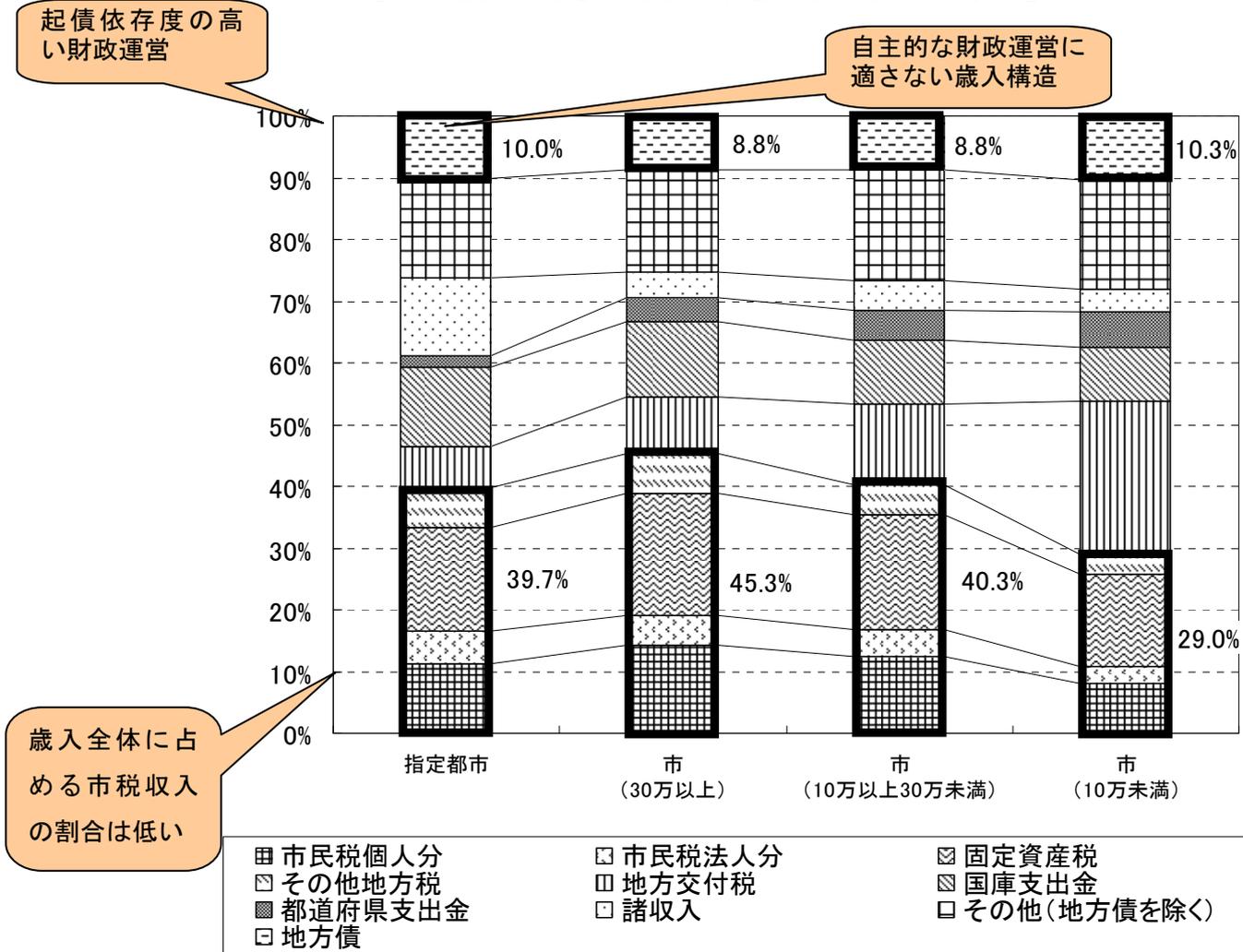


*平成17年度 市町村別決算状況調

② 税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

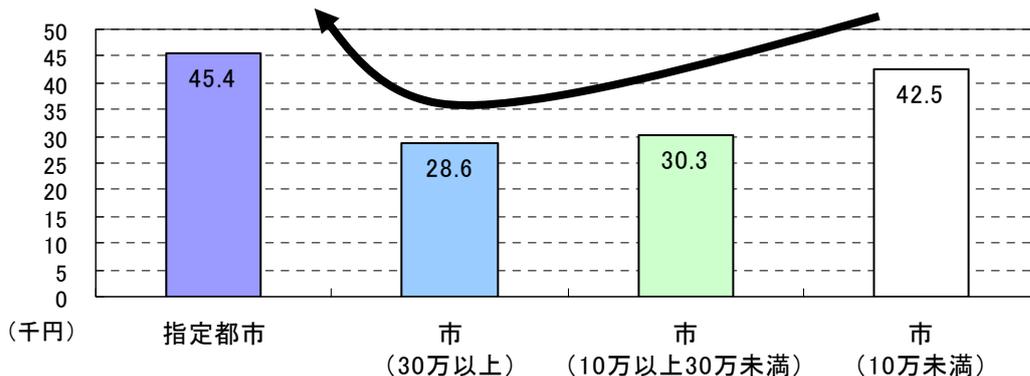
指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は低く、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないなど、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



*平成17年度 市町村別決算状況調

【人口一人当たり起債額】

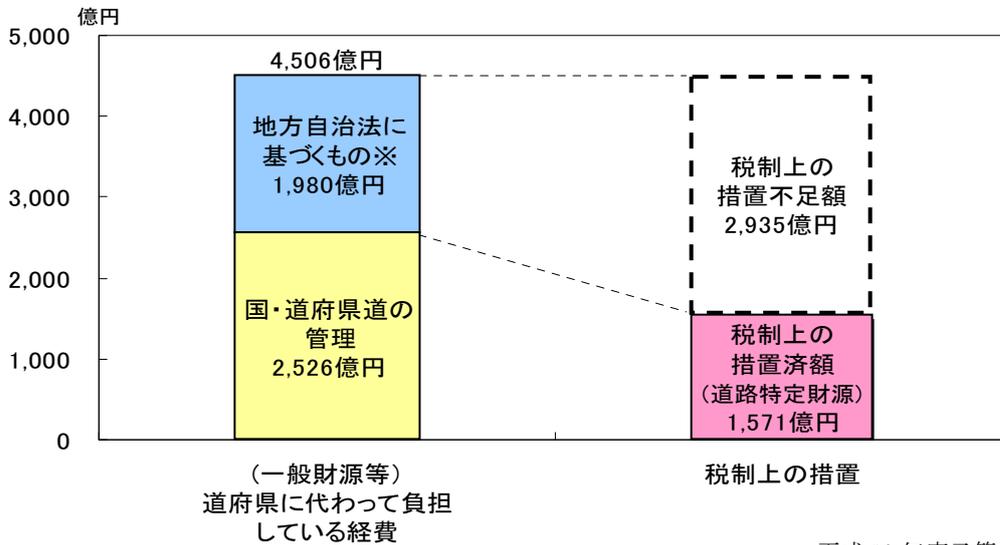


*平成17年度 市町村別決算状況調

③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

【大都市特例事務】



*平成19年度予算

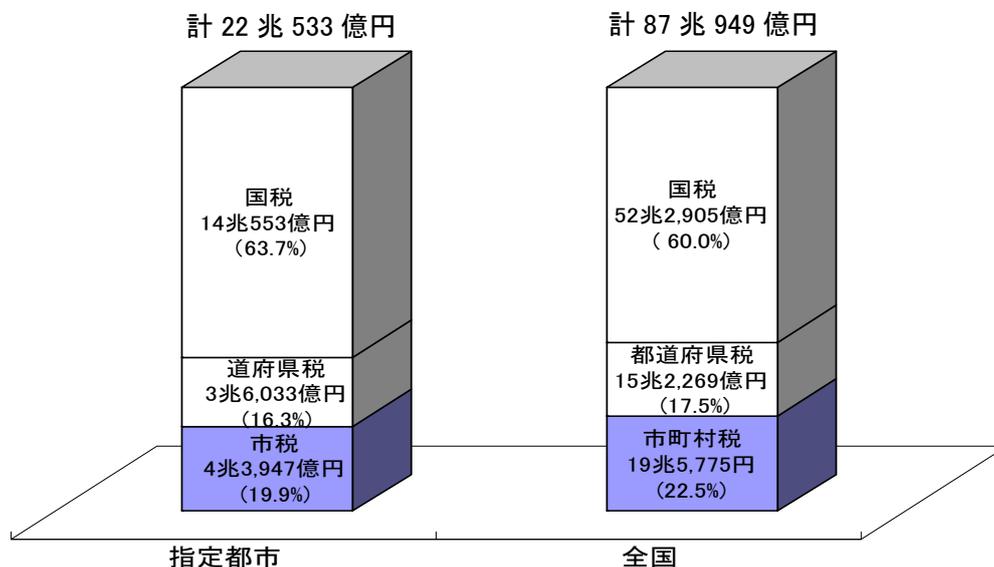
※ 地方自治法に基づくもののほか、土木出張所、衛生研究所、定時制高校人件費等

④配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか19.9%にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は22.5%にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

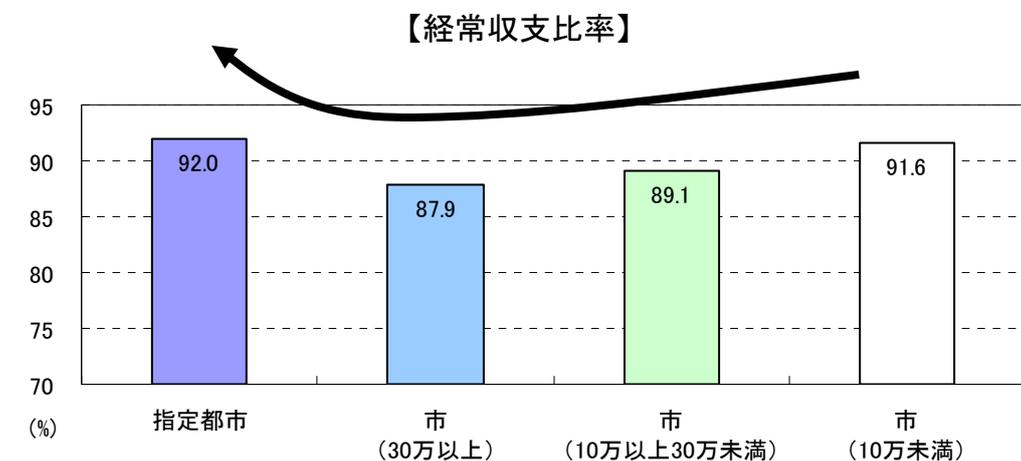
*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】

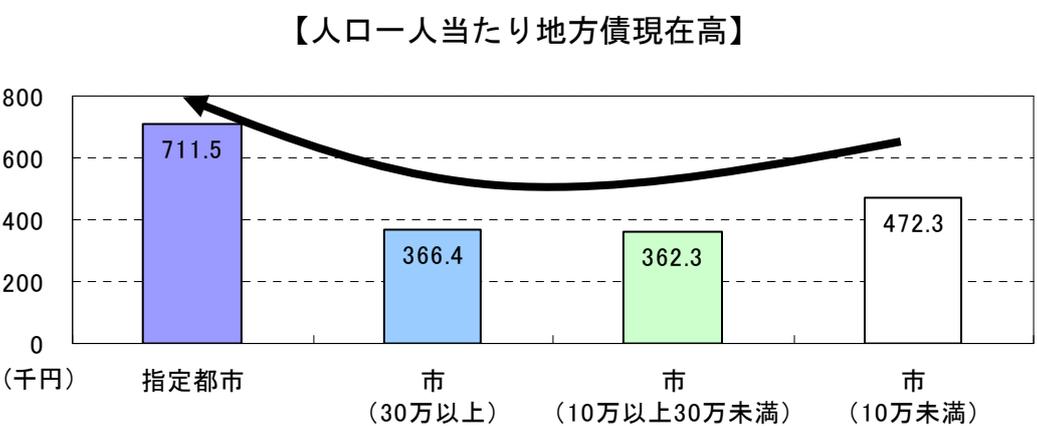
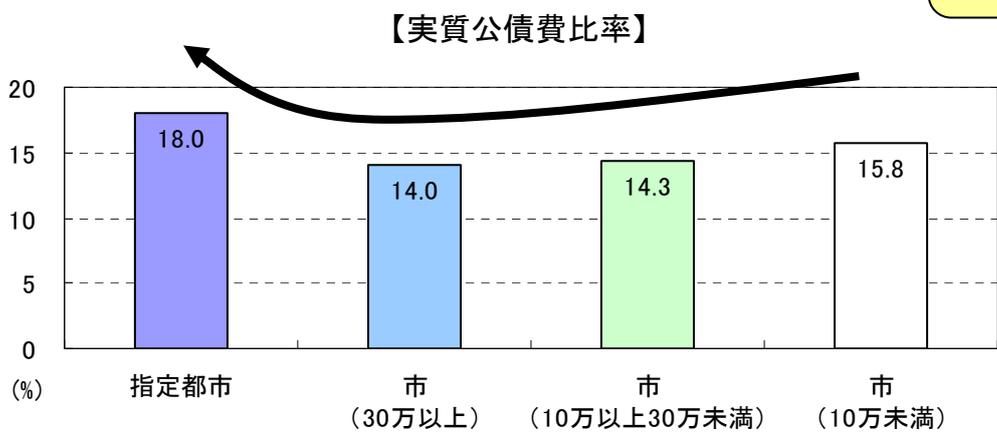


⑤大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。



厳しい
財政状況



*平成17年度 市町村別決算状況調

IV. 大都市の特性にあった税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら全国平均を上回る経済成長を実現し、首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引してきた。

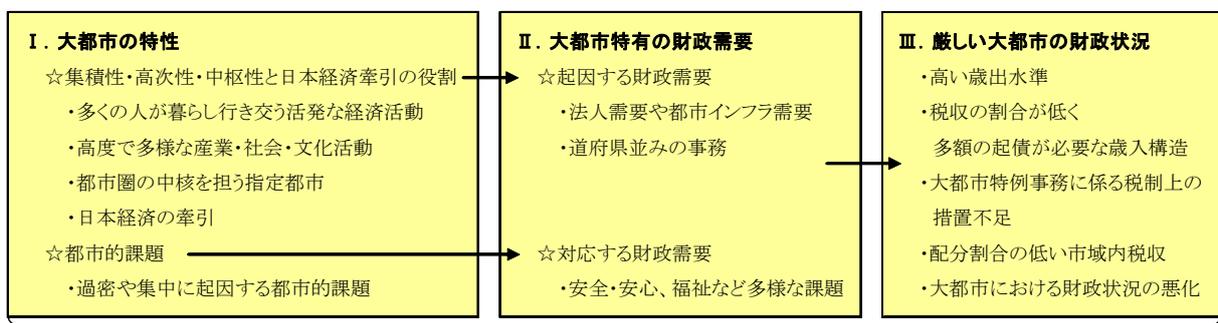
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が指摘され、特に法人からの税収が増加するため、法人の集積が顕著な大都市が裕福になり、その他の地域が財政的に厳しくなるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要である。



大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要

出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフィック・指標名		出典	調査時期	自治体ベース	合併 適及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈		
I 大都市の 特性	大都市としての 集積性・ 高次性・ 中枢性・ 成長性	面積	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			
		人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			
		昼間人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			
		従業者数	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」 より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	○	さいたま市、平塚市、横浜市、川崎市、堺市を除く指定都市 ※東京・大阪の大都市圏に含まれ、昼間人口比率が10を下回る指定都市は対象外としているため。	通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値	
		商業年間販売額	経済産業省「平成16年商業統計」	平成16年6月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			
	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末	○ 全指定都市		集中治療室等病床数：二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計		
	大学生数	文部科学省「平成18年学校基本調査」	平成18年5月1日時点	調査時点	○	新潟市と浜松市を除く指定都市 ※出典である「学校基本調査」に両市のデータが示されていないため。			
	大学院生数	文部科学省「平成18年学校基本調査」	平成18年5月1日時点	調査時点	○	新潟市と浜松市を除く指定都市 ※出典である「学校基本調査」に両市のデータが示されていないため。			
	国際コンベンション開催数	(独)国際観光振興機構 「2006年コンベンション統計」	(平成18年中)	調査時点	○ 全指定都市		国際コンベンション：参加者総数が20名以上、かつ参加国が2カ国以上の国際会議。または、参加者総数が20名以上、かつ外国人参加者数が10名以上の国内会議		
	三次産業従業員比率	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市				
	中枢性	名古屋市の中京圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	名古屋市 ※中京圏に占める名古屋市の割合を示す指標であるため。	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県	
		京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	京都市、大阪市、堺市、神戸市 ※近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	
		北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	北九州市、福岡市 ※北部九州圏に占める北九州市と福岡市の割合を示す指標であるため。	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県	
	成長性	一人当たり地域内GDP	平成16年度 県民経済計算	(平成16年度中)	2004年度末	×	さいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・広島市を除く指定都市 ※出典である「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。		
		地域内GDP増加率	平成16年度 県民経済計算	(平成16年度中)	2004年度末	×	さいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・広島市を除く指定都市 ※出典である「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。		
	都市的 課題	都市的 インフラ	12時間平均交通量	国土交通省道路局編 「道路交通センサス(平成17年度)」	平成17年9～11月時点	調査時点	×	新潟市・浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」のデータには調査当時の指定都市の合計値のデータが示されているため。	
			最低居住水準未満足世帯率	総務省統計局「平成15年度住宅・土地統計調査」	平成15年10月1日時点	2003年度末	×	新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く指定都市 ※出典である「住宅・土地統計調査」にこれらの市のデータが公表されていないため。	
環境 安全安心		ごみ総排出量	環境省廃棄物・リサイクル対策部 「日本の廃棄物処理」2003年	(平成15年度中)	2006年度末	○ 全指定都市			
		大気汚染(窒素化合物)	環境省 「大気汚染物質広域監視システム」	平成19年10月26日 時点(時報値)	調査時点	○ 全指定都市			
		救急出動件数	総務省消防庁 「平成18年版 救急・救助の現況」 横浜市 「大都市比較統計年表(平成17年)」	平成18年4月1日時点	2005年度末	○	新潟市・浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である横浜市「大都市比較統計年表」に、これらの市のデータが示されていないため。		
		犯罪認知件数	警察庁刑事局「犯罪統計書(平成17年)」	(平成17年中)	2006年度末	○ 全指定都市			
福祉		生活保護保護率	平成17年度 社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)	(平成17年度中)	2005年度末	○	新潟市・浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である「社会福祉行政業務報告」に、新潟市・浜松市・堺市のデータが示されていないため。		
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成19年)」	平成19年1月時点	2006年度末	○ 全指定都市			
		居宅介護サービス受給者数	平成17年度 社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)	(平成17年度中)	2005年度末	○ 全指定都市			
		保育所入所待機児童数	厚生労働省「平成17年度保育所入所待機児童数調査」	平成17年4月1日時点	2006年度末	○ 全指定都市			

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時点	自治体ベース	合併 遷及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈	
II 大都市特有の財政需要	集積性・高次性・中枢性 法人需要	法人需要への対応と都市インフラの整備	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
		公営企業等に対する繰出金	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
		地価	平成17年度 都道府県地価調査	平成17年7月1日時点	2005年度末	○	全指定都市	
		物価	総務省統計局 「平成18年度平均消費者物価地域差指数」	(平成18年中)	2005年度末	○	浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、両市のデータが示されていないため。	
	道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
課題	安全安心福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
III 厳しい財政状況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳入構造	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
	多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
		人口一人当たり起債額	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成19年度予算	(平成19年度中)	2007年度末	○	全指定都市	
	低い配分割合	市内税収の配分割合	各指定都市平成17年度決算等	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
	財政状況の悪化	経常収支比率	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
		実質公債費比率	平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市	
人口一人当たり地方債現在高		平成17年度 市町村別決算状況調	平成18年3月31日時点	2005年度末	○	全指定都市		

